

# 投資信託は投資対象地域や投資対象資産等により様々な種類があります

投資対象資産	国内	海外
債券	国内債券型 主に国内の債券などに投資するファンド	海外債券型 主に海外の債券などに投資するファンド
株式	国内株式型 主に国内の株式に投資するファンド	海外株式型 主に海外の株式に投資するファンド
不動産投資信託(リート)	国内不動産投資信託 主に国内の不動産投資信託に投資するファンド	海外不動産投資信託 主に海外の不動産投資信託に投資するファンド

**内外・資産複合型**  
国内外および複数の資産に投資するファンド

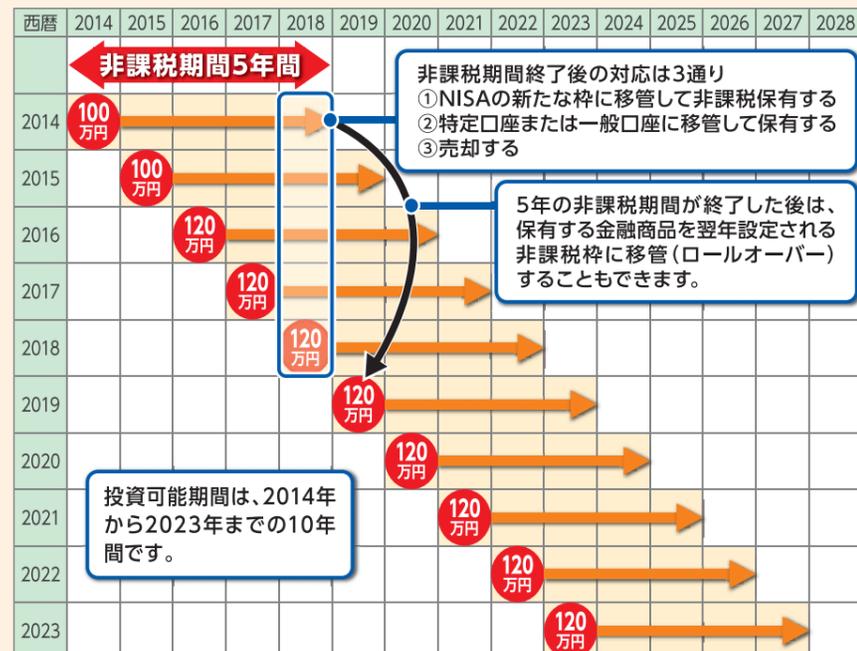
## 少額投資非課税口座(一般NISA)のご案内

NISAとは、毎年一定金額の範囲で購入した株式投資信託等の配当金及び売買益等が非課税になる制度です。

### NISAの概要

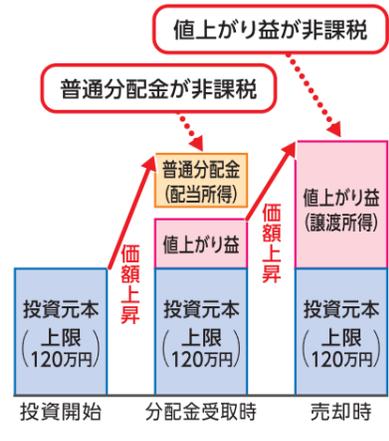
- **非課税対象**：公募株式投資信託や上場株式の**配当金や売却益等が非課税**
- **非課税投資枠**：新規投資資金で2015年まで年間100万円、**2016年以降は年間120万円**(使用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。また、分配金を再投資する場合でも投資枠を使ったとみなされるため、非課税枠を消化します。)
- **非課税期間**：投資開始の年を含めて**最大5年間**、非課税投資総額は**最大600万円**(年間120万円×5年間)
- **口座開設可能期間**：2014年から2023年までの**10年間**
- **ご利用できる方**：満20歳以上※の日本国内にお住まいの方  
※非課税口座(NISA口座)を開設される年の1月1日時点で満20歳以上
- **口座開設**：お1人様1口座(一金融機関)。**お1人様につき1つの金融機関でのみ開設が可能です。**(金融機関を変更した場合を除く。)  
※1年単位で金融機関の変更が可能です。

■NISA(少額投資非課税制度)の全体イメージ



■公募株式投資信託に投資した場合のイメージ図

非課税期間中の「普通分配金(配当所得)」と換金時の「値上がり益(譲渡所得)」が非課税となります。



# 投資信託のご案内

本パンフレットでは、投資信託のしくみ、特徴、リスク等を分かりやすくご説明しております。投資信託をご検討されるにあたり、ご一読ください。

## 【投資信託にかかるご留意事項】

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
  - 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
  - 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
  - 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
  - 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
  - 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
  - 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.749%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。
- なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
  - 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
  - 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
  - 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。

商号等：飯塚信用金庫  
登録金融機関：福岡財務支局長(登金)第16号

飯塚信用金庫

## 資産運用のひとつに「投資信託」をご提案します

### ●まず、お客さまのご要望・ご意向等をお聞かせください。

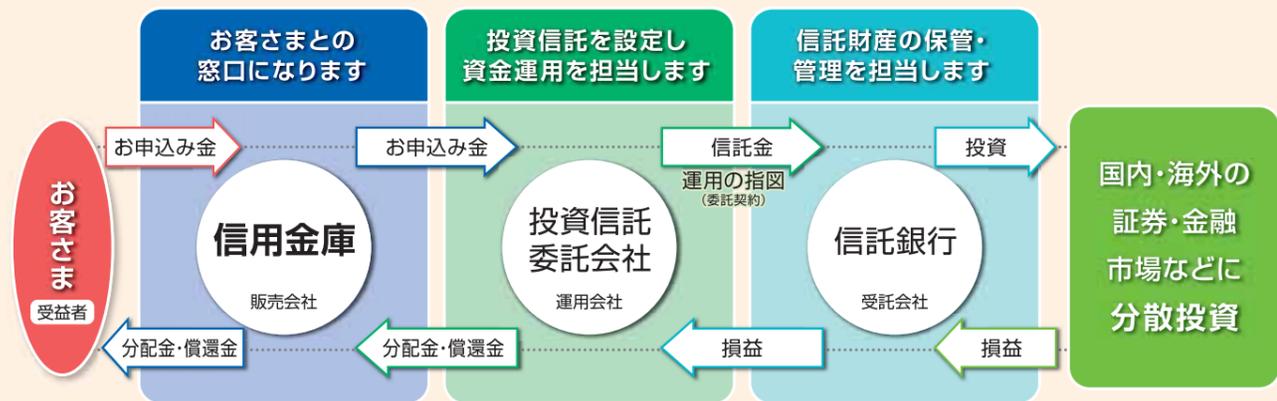
当金庫では、さまざまな種類の投資信託を取扱いしております。ご購入に際し、お客さまのご希望・ご状況にあった商品をご提案させていただくため、お客さまの投資の目的、投資のご経験、資産状況、知識等をおうかがいさせていただきます。

### ●投資信託は元本および利回りは保証されていません。最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください、内容をご理解のうえ、ご購入ください。

投資信託説明書(交付目論見書)はファンドごとに作成されており、ファンドの目的、仕組み、特色、リスク等が解説、説明されています。内容をよくお読みいただき、商品内容、リスク等をご理解のうえ、ご購入ください。

## 投資信託のしくみと魅力

投資信託は、多くのお客さまから集めた資金をまとめて、運用の専門家である投資信託会社が高い情報収集力、調査・分析力を駆使し複数の株式や債券等の有価証券等で運用します。投資先も複数に分けてリスクの軽減を図ります。



#### 少ない金額から購入できます

株式投資や債券投資にはある程度まとまった資金が必要ですが、投資信託は少額から購入できます。

#### 分散投資で、リスクを軽減できます

値動きの異なるものに分散することにより、値下がりから受ける影響を抑えリスクの軽減を図ります。

#### 投資の専門家が運用します

経済、金融などに関し高度な知識を身につけた専門家がお客さまに代わって運用します。

## 投資信託は預金とは異なります

	投資信託	円預金
元本の保証	元本は保証されていません。元本割れすることもあります。	元本は保証されています。
お利息(分配金)	運用成績によって支払われる金額(分配金)は変化します。(分配金は支払われないこともあります。)	預入時に決められた利率により計算された金額(利息)が受け取れます。
預金保険制度の適用	対象になりません。	対象となります。
通帳、証書の発行	発行しません。代わりに各種報告書でお取引内容、お預り残高等をお知らせします。	発行します。

## 投資信託の主なリスク

投資信託は値動きのある株式や債券などに投資しますので、投資信託の値段(基準価額)は株式、金利、為替などの動向や発行体の信用状況の変化等により変動します。したがって損失が生じ元本を割り込むことがあります。一般的に主なリスクには下記のものがあります。(下記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。)

価格変動リスク	投資信託が組み入れている株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、企業の業績、市場の需給等によって変動します。組み入れている株式等の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。
金利変動リスク	金利の状況は絶えず変動しています。債券も償還前に売却される場合は金利変動の影響を受けます。概して残存期間が長い債券ほど金利変動の影響を受けます。一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	組み入れた有価証券等の発行体にかかる信用リスクです。発行体の経営・財務状況やそれらの外部評価等により、利息や元本が支払われる可能性が高いことを「リスクが低い」、逆に支払われる可能性が低いことを「リスクが高い」といいます。一般的に、債務不履行が生じた場合または予想される場合には当該株式・公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
為替変動リスク	円と外国通貨の交換レートは常に変動しています。外国の株式や債券などで運用する投資信託は基本的に為替変動リスクが伴います。外貨建て証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該現地通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベース評価額が減価し、ファンドの基準価額および分配金に影響を与える要因となります。為替ヘッジをしていないファンドは、為替レートの変動が資産価値に影響します。
流動性リスク	有価証券等を売買する際、取引市場に十分な需要や供給がない場合など需給動向により希望する価格等で売買できなくなるリスクをいいます。一般的に、投資する有価証券等の流動性が損なわれた場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国において、政治や経済、社会環境などの変化等により市場に混乱が生じた場合や市場を取巻く制度変更等により予想外にファンドの基準価額が下落したり、運用方針通りの運用が困難となることがあります。これをカントリーリスクといいます。一般的に新興国は先進国に比べてカントリーリスクが高いとされています。
不動産投資信託のリスク	投資対象となる不動産投資信託は、不動産を投資対象としているため、その不動産の価値や収益性に影響を受けます。また、自然災害や不動産にかかる法制度の変更等の影響を受けます。このことが基準価額の変動要因となります。

## 投資信託には費用等がかかります

投資信託のご購入、保有、換金にあたり主に下記の費用等がかかります。費用等は各商品により異なります。詳細につきましてはそれぞれの投資信託説明書(交付目論見書)、販売用資料等をご覧ください。

ご購入時	保有中	換金時
購入時手数料 (消費税込み)	信託財産から差し引かれる費用として ●運用管理費用(信託報酬)(注) ●その他費用(監査費用、売買委託手数料)(注)  収益分配金への税金として ●普通分配金への税金(一般NISA口座でお持ちのファンドは除く)	売却時 ●信託財産留保額 ●譲渡益への税金(一般NISA口座でお持ちのファンドは除く)  償還時 ●譲渡益への税金(一般NISA口座でお持ちのファンドは除く)

(注) 運用管理費用(信託報酬)、その他費用(監査費用、売買委託手数料)はお客さまに直接お支払いいただくものではなく、保有ファンドの信託財産の中から間接的に支払われます。